

藤井寺市柏原市学校給食組合事務局設置条例

昭和 46 年 1 月 16 日  
条 例 第 1 1 号

改正

平成 27 年 9 月 10 日 条例第 1 号

(事務局の設置)

第 1 条 管理者の権限に属する事務を処理するため組合に事務局を置く。

(職員)

第 2 条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

(事務分掌)

第 3 条 事務局の事務分掌は管理者が定める。

第 4 条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 9 月 10 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。